

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	小山市

小山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：小山市産業観光部農政課

所在地：小山市中央町 1-1-1

電話番号：0285-22-9807

FAX 番号：0285-22-9256

メールアドレス：d-nosei@city.oyama.tochigi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、ドバト、カワウ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	小山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成30年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	被害面積 247a
		被害金額 588千円
イノシシ	野菜等	被害面積 0a
		被害金額 0千円
ハクビシン アライグマ	野菜・果樹・施設	被害面積 24a 被害金額 1,581千円

(2) 被害の傾向

小山市の鳥獣被害については、従前からのカラスやドバトなどによる生活環境被害が住民からの相談、報告により確認されている。また同様に、ハクビシンやアライグマなどに関する相談や報告が増えており、市内全域で被害が確認されている。

ハクビシン・アライグマに関しては、ブドウ、イチゴ及びブルーベリー等の食害が発生しており、捕獲許可件数が平成30年度は34件、令和元年度は令和元年11月末現在で30件となっており、今後も被害が続くことが予想される。

イノシシについては、平成24年から市北部において目撃が確認され、平成27年には思川河川敷及び渡良瀬遊水地で生息が確認。平成28年には思川周辺、平成30年には下生井地区において水田への侵入があり、水稲の倒伏被害が発生した。畑作物については、サツマイモをはじめとした食害が発生している。農作物への被害が増えていることに加え、地域住民への被害も懸念されることから、平成24年度より地元猟友会に捕獲業務委託を行いながら、地域の自治会、栃木県南環境森林事務所と連携し、駆除活動を実施している。

イノシシは平成28年度で年間14頭、29年度で46頭、30年度で100頭、令和元年11月末現在で98頭と年々捕獲数が大幅に増えており、河川敷の藪を棲み処に繁殖し続けていると考えられる。

ニホンジカについても目撃情報が増加しているため、今後の農作物被害の発生が懸念される。

また、平成29年度より、被害が発生している地域の自治会単位で各地区に鳥獣対策協議会を結成。侵入防止柵の設置や草刈り等の環境整備活動に対し、小山市から補助金を交付している。さらに、令和元年度には市の補助金により小山市鳥獣被害連絡協議会が乗用草刈機を購入し、市内各地区鳥獣対策協議会に無料で貸出を行い、環境整備活動の実施を促している。

(3) 被害の軽減目標

指標	対象鳥獣種	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
被害金額	イノシシ	588 千円	294 千円
	ハクビシン アライグマ	1,581 千円	790 千円
被害面積	イノシシ	247 a	123 a
	ハクビシン アライグマ	24 a	12 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>イノシシ対策として、箱わなを設置し、地元猟友会に管理業務を委託している。</p> <p>箱わなが増加しているため、管理者の確保を目指し、猟友会小山支部在籍者又は市内在住者を対象に、わな猟免許取得者への免許取得に係る費用の補助を実施している。</p> <p>また、ハクビシンやアライグマ対策として、住民への捕獲檻の貸出を行っている。</p>	<p>箱わな設置数の増加により、現状の見回り体制では対応が難しくなってくる懸念があることから、箱わな管理者及び見回り実施者の確保が課題となる。</p> <p>地元自治会や鳥獣対策協議会と連携して見回りの頻度を増やすことで、捕獲時の迅速な対応や人身被害の防止を目指し、わな猟免許取得を促進し箱わな管理者の増加を目指す。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>自治会毎に結成した鳥獣対策協議会を交付対象に、侵入防止柵等の設置に係る材料費の半額補助を小山市で実施している。 (1 団体年間最大 50 万円の交付)</p>	<p>団体単位に対する補助事業であることから、柵を設置する位置や時期等の検討について、協議会内での合意形成が難しい。</p>

(5) 今後の取組方針

イノシシ等の被害防止のため、地元自治会、猟友会との協働による捕獲活動を継続的に実施するとともに、被害のある自治会では対策協議会の新規設立を推進し、必要に応じた集落ぐるみの侵入防止柵設置や生息区域とならないよう環境整備を実施する。また、ハクビシン・アライグマについては捕獲用の檻を貸し出し、市民による捕獲活動を支援していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①イノシシ・ニホンジカ

地元自治会等と連携し、栃木県猟友会小山支部等に捕獲駆除を業務委託していく。

②カラス・ドバト

市民からの被害の連絡を受け、小山市が捕獲許可を出していく。

③ハクビシン・アライグマ

市民からの被害の連絡を受け、小山市が捕獲許可を出し、捕獲用檻の貸し出しを行っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ ニホンジカ	・狩猟者の確保のため、狩猟免許取得に対し補助する。
令和3年度	ハクビシン アライグマ カラス	
令和4年度	ドバト カモ カワウ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシについては、平成30年度で100頭の捕獲実績があり、令和元年11月末現在で98頭を捕獲しており、更に捕獲数の増加が見込まれる。

ハクビシン・アライグマについても平成30年度は34件の有害捕獲許可申請及び14頭の捕獲実績があり、令和元年11月末現在で申請件数が30件、捕獲数も8頭以上と、年間の申請件数、捕獲数共に増加が見込まれる。

近年の有害捕獲許可申請件数及び捕獲頭数の状況、生息区域の拡大傾向を踏まえ、捕獲計画を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	200	250	300
ハクビシン アライグマ	30	40	50

捕獲等の取組内容

引き続き年間を通して駆除捕獲を地元猟友会に委託する他、市では捕獲檻の貸出、指導、助言等を適切に行い、捕獲支援を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

取り組みなし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小山市	平成19年度許可権限の委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	地域で侵入防止柵を設置する。	地域で侵入防止柵を設置する。	地域で侵入防止柵を設置する。

(2) その他被害防止に関する取組

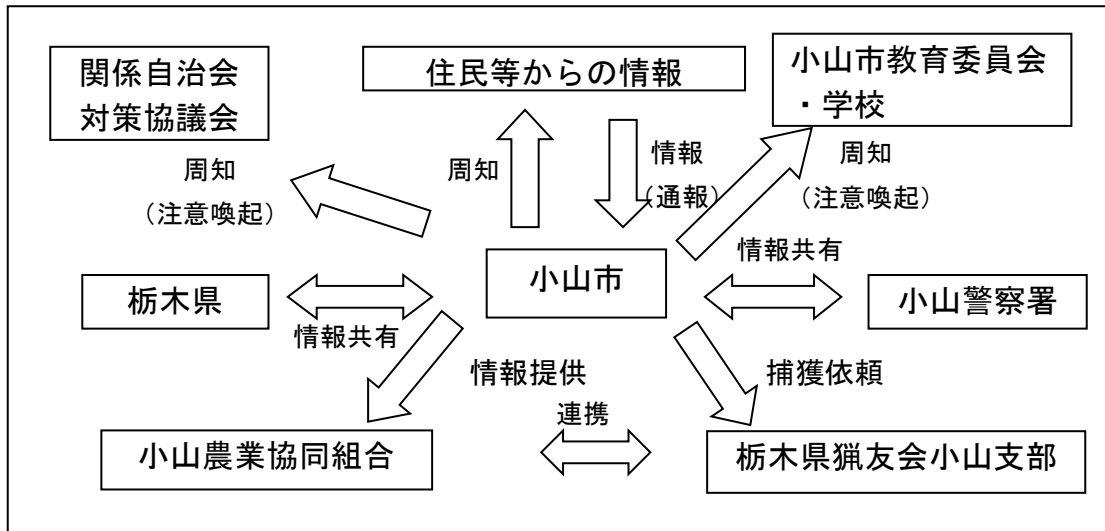
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	イノシシ	出没地区において、侵入防止柵の設置・共同管理、草刈り・放任果樹等の処理・食物残渣の適正処理等の生息しにくい環境整備を実施するよう、研修等を通じて地域住民の獣害対策意識の啓発に取り組む。
令和3年度		
令和4年度		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小山市（事務局）	被害情報収集、連絡調整、情報提供、被害対策指導等
栃木県	被害情報収集、情報提供、被害対策指導等
小山警察署	被害情報収集、情報提供、地域巡回等
栃木県猟友会小山支部	有害鳥獣の捕獲
小山農業協同組合	被害情報収集、情報提供、被害対策指導等

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小山市鳥獣被害連絡協議会
構成機関の名称	役割
小山市	被害防止対策全般に関すること
小山農業協同組合	農業被害に関すること
栃木県農業共済組合県南支所	農業被害に関すること
栃木県猟友会小山支部	捕獲等に関すること
下都賀農業振興事務所	農業被害防止対策に関すること
県南環境森林事務所	鳥獣保護、捕獲等に関すること
関係自治会・対策協議会代表	農業被害に関すること
その他（鳥獣保護員等有識者）	鳥獣保護、捕獲等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
小山警察署	地域住民の安全対策
小山市教育委員会	小中学校への注意喚起 児童、生徒の安全対策
県南地域鳥獣被害対策連絡 会議	県南地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な 被害対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置していない。
鳥獣の生息、被害状況を鑑み鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地区住民が主体となり、被害地区毎の被害状況に応じた獣害に強い地域づくりを推進する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体の処理については、鳥獣保護管理法に規定された基本指針等に基づき適正に処理を行うとともに、狩猟者等に原子力災害特別措置法に基づく出荷制限について周知する。

また、イノシシ・シカについては、捕獲従事者の判断により、自家消費も可能とするが、栃木県では放射性物質の影響による出荷制限があることから、駆除従事者にその旨及び自家消費の自粛について啓発するとともに、モニタリング調査結果の情報提供を速やかに行う。併せて、E型肝炎等の食中毒等に対する注意喚起を定期的を実施する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質の影響による出荷制限があること、捕獲頭数が少なく施設整備はコスト的に合わないことなどから利用予定はない。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害の広域化に対応するため、近隣市町や関係機関と連携し、効果的な被害対策について検討する。